

# News Release

平成 24 年 1 月 27 日

## 乳児用食品に係る表示基準の設定に関する御意見募集

### 1 意見募集対象

乳児用食品に係る表示基準（案）（食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部改正（案））

### 2 改正の趣旨等

厚生労働省では、食品中の放射性物質に関して、現在の暫定規制値に代わる新たな基準値を食品衛生法に基づく規格基準として設定することを予定していますが、新たな基準値案では、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することとしています。

厚生労働省では、乳児用食品を「健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの、乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」としています。

（参考）乳児用食品の範囲（厚生労働省の審議会資料による）

健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの

- ・ 乳児用調製粉乳  
乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
- ・ 乳幼児を対象とした調製粉乳（フォローアップミルク等の粉ミルクを含む）
- ・ 乳幼児用食品（おやつ等）
- ・ ベビーフード
- ・ 乳幼児向け飲料（飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）
- ・ その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）

このうち については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができません。

このため、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を設定することを予定しています。（別添新旧対照表及び参考資料参照）

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、内閣府令の一部改正の際の参考とさせていただきます。

### 3 改正の概要

#### 1. 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示

乳児用食品の規格基準が適用される食品には、その旨を表示することとする。

具体的な表示例については、以下のものが考えられる。

- ・「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」
- ・「乳児用規格適用食品」
- ・「乳児用規格適用」

#### 2. 省略規定

表示の目的が乳児用食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格基準が適用される食品であることが明らかなものについては、1.の表示を省略できることとする。

省略できる場合の具体例については、以下のものが考えられる。

- ・（特別用途食品の）乳児用調製粉乳」との表示が付されている食品  
特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされている。
- ・「ヶ月齢から」との表示が付されている食品  
乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられる。
- ・「ベビーフード」との表示が付されている食品  
ベビーフードという用語が一般的に乳児向けと認知されていると考えられる。
- ・その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品  
（例）
  - ・調製粉乳（フォローアップミルクなど）  
乳等省令において、「生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。」と定義されており、また、該当の商品は「調製粉乳」と表示することとされている。
  - ・特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品  
これら商品には、「母乳代替食品」といった表示が付されており、乳児向けと判別できると考えられる。

### 3. 紛らわしい表示の禁止

乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

### 4 意見募集期間

平成 24 年 1 月 27 日（金）から平成 24 年 2 月 26 日（日）まで（必着）

### 5 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- ( 1 ) 郵送
- ( 2 ) F A X
- ( 3 ) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【 1 】タイトル（「乳児用食品に係る表示基準の設定について」と記入してください。）
- 【 2 】氏名（法人その他の団体にあつては名称 / 部署名等）
- 【 3 】職業（法人その他の団体にあつては業種）任意
- 【 4 】住所
- 【 5 】電話番号
- 【 6 】メールアドレス（お持ちの場合）
- 【 7 】御意見

### 6 意見提出先

住 所：〒100 - 6178  
東京都千代田区永田町 2 - 11 - 1 山王パークタワー 5 階  
消費者庁食品表示課 意見募集担当あて  
F A X：03 - 3507 - 9292  
E -MAIL：i.shokuhin@caa.go.jp

### 7 注意事項

ファックスでお送りいただく場合には、表題を「乳児用食品に係る表示基準の設定について」としてください。

郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。

御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）一部改正（案） 新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の規格が適用される食品（以下「乳児用規格適用食品」という。）にあつては、乳児用規格適用食品である旨</p> <p>3 7（略）</p> <p>8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>第二十条 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品であつて、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。</p> <p>別表第一 第六（略）</p>	<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>3 7（略）</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>別表第一 第六（略）</p>

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）一部改正（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準、保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）及び乳児用規格適用食品（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>

# 乳児用食品の規格が適用される食品に対する表示

具体的な表示例

本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格が適用される食品です。  
乳児用規格適用食品 乳児用規格適用

表示が省略できる食品例		表示を省略できる理由
	<p>(特別用途食品の)乳児用調製粉乳との表示が付されている食品</p>	<p>特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされているため。</p>
	<p>「ヶ月齢から」との表示が付されている食品</p>	<p>乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられるため。</p>
	<p>「ベビーフード」との表示が付されている食品</p>	<p>ベビーフードという用語が一般的に乳児向けと認知されていると考えられるため。</p>
	<p>その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品 (例) 調製粉乳(フォローアップミルクなど)、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品</p>	<p>【調製粉乳(フォローアップミルクなど)】 乳等省令において、「生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。」と定義されており、また、当該商品は「調製粉乳」と表示することとされているため。</p> <p>【特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品】 これらの商品には、「母乳代替食品」といった表示がされており、乳児向けと判別できると考えられるため。</p>

省略規定

(注1) 省略規定: 表示の目的が乳児用の食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格が適用される食品であることが明らかなものについては、上記「具体的な表示例」の表示を省略することができることとする。

(注2) 紛らわしい表示の禁止: 乳幼児食品の規格が適用されない食品に、乳児用の食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

# 乳児用の食品の具体的な表示例

「本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格が適用される食品です。」と表示



名 称	米菓
原 材 料 名	うるち米(国産)、植物油脂、でん粉、食塩、ごま、・・・
内 容 量	g
賞 味 期 限	平成 年 月 日
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	株式会社 工場 県 市 町 - -

本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。

「乳児用規格適用食品」と表示



名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご、野菜(にんじん、トマト、アスパラガス、赤ピーマン、黄ピーマン、かぼちゃ、ほうれんそう)、・・・
内 容 量	g
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	株式会社 工場 県 市 町 - -

「乳児用規格適用」と表示



名 称	清涼飲料水
原材料名	エリスリトール、還元麦芽糖水あめ、ココアパウダー、寒天、ゲル化剤(増粘多糖類)、・・・
内 容 量	g
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製 造 者	株式会社 工場 県 市 町 - -

# 乳児用の食品の表示例（省略規定）

省略規定 特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされているため。



種 類 別	調製粉乳	
主要混合物	乳又は乳製品以外の乳成分（乳糖、乳清たんぱく質、カゼイン）	30.3%
	乳脂肪以外の脂肪（パーム核油、パーム油、大豆油、精製魚油）	21.4%
	乳糖以外の糖（デキストリン）	12.8%
原 材 料 名	乳糖、調整脂肪（パーム油、レシチン（大豆由来）、炭酸カルシウム、塩化マグネシウム、塩化カルシウム、パーム核油、サフラワー油、ヒマワリ油、エゴマ油）、乳清たんぱく質消化物、デキストリン、・・・・・・・・	
内 容 量	g	
賞 味 期 限	平成 年 月 日	
保 存 方 法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存	
製 造 者	株式会社 工場 県 市 町 - -	

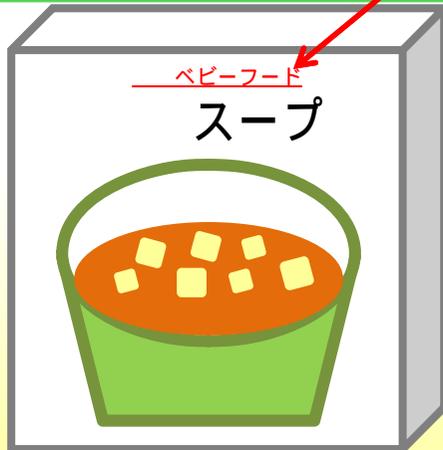
省略規定 乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられるため。



名 称	ビスケット	
原材料名	小麦粉、砂糖、マーガリン、ショートニング、全粉乳、ココアバター、カカオマス、植物油脂、食塩、・・・・・・・・	
内 容 量	個	
賞味期限	平成 年 月 日	
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存	
製 造 者	株式会社 工場 県 市 町 - -	

# 乳児用の食品の表示例（省略規定）

省略規定 ベビーフードという用語が一般的により乳児向けと認知されていると考えられるため。



名称	粉末ベビーフード
原材料名	ほうれん草ペースト、乳糖、デキストリン、ポテトパウダー、にんじん、グリーンピースペースト、.....
内容量	g
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製造者	株式会社 工場 県 市 町 - -

省略規定 乳児向けであることが判別できる表示が付されているため。



種類別	調製粉乳
主要混合物	乳又は乳製品以外の乳成分（乳糖、乳清たんぱく質、カゼイン） 30.3% 乳脂肪以外の脂肪（パーム核油、パーム油、大豆油、精製魚油） 21.4% 乳糖以外の糖（デキストリン） 12.8%
原材料名	乳糖、植物油（パーム核油、パーム油、大豆油）、脱脂粉乳、デキストリン、ホエイパウダー、乳清たんぱく質濃縮物、カゼイン、全粉乳、精製魚油、炭酸Ca、リン酸Ca、塩化K、硫酸Mg、.....
内容量	g
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	高温多湿、直射日光を避け常温で保存
製造者	株式会社 工場 県 市 町 - -